

# 令和7年度入会

## 練馬区立学童クラブ

## 練馬区立ねりっこ学童クラブ



©2011 練馬区ねり丸

### 案内

必ずお読みください

#### 目次

○ 申込から入会まで	1 ページ
○ 受付期間と申請方法	2 ページ
1 学童クラブとは	5 ページ
2 学童クラブの概要	5 ページ
3 学童クラブに入会できる児童	6 ページ
4 入会審査について	7 ページ
5 入会申請手続きについて	11 ページ
6 入会申請の結果について	11 ページ
7 入会承認となった場合	12 ページ
8 入会待機となった場合	13 ページ
9 ねりっこプラスについて	15 ページ
10 二次および三次申請期間中に 申請される方へ	16 ページ
11 高学年(4~6年生)および 月12日の申請について	17 ページ
12 心身に障害のある児童の学童クラブ 入会申請について	19 ページ
13 日常的な医療行為が必要な児童の 学童クラブ入会申請について	21 ページ
14 延長保育について	23 ページ
15 練馬区立学童クラブ一覧	24 ページ
16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧	25 ページ
17 練馬区立小学校に対応する 学童クラブ一覧	27 ページ
○ よくあるご質問	28 ページ
○ 入会申請時に必要な書類について	30 ページ

スマートフォンやパソコン等から

### オンラインで申込み

が可能となりました。

時間や場所を問わず申込みが可能です。



令和7年度学童クラブ  
入会申請について



申請書類ダウンロード

練馬区ホームページからご覧になれます。

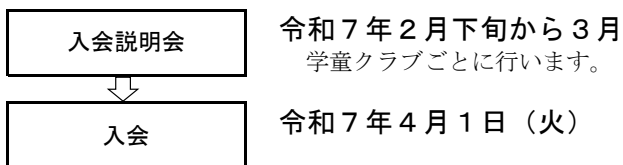
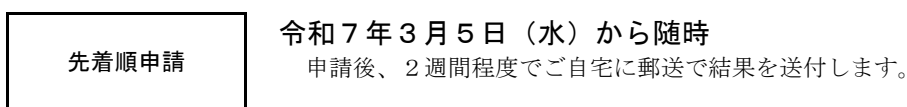
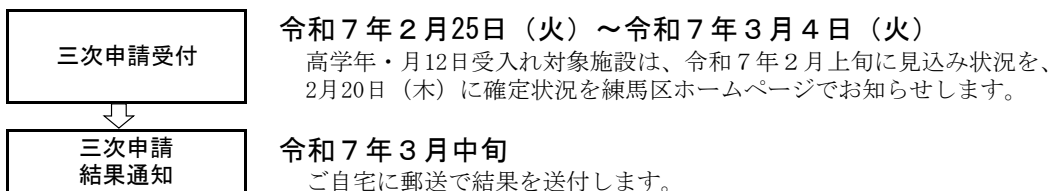
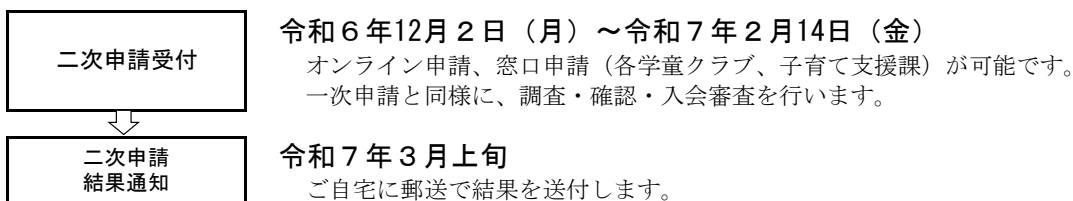
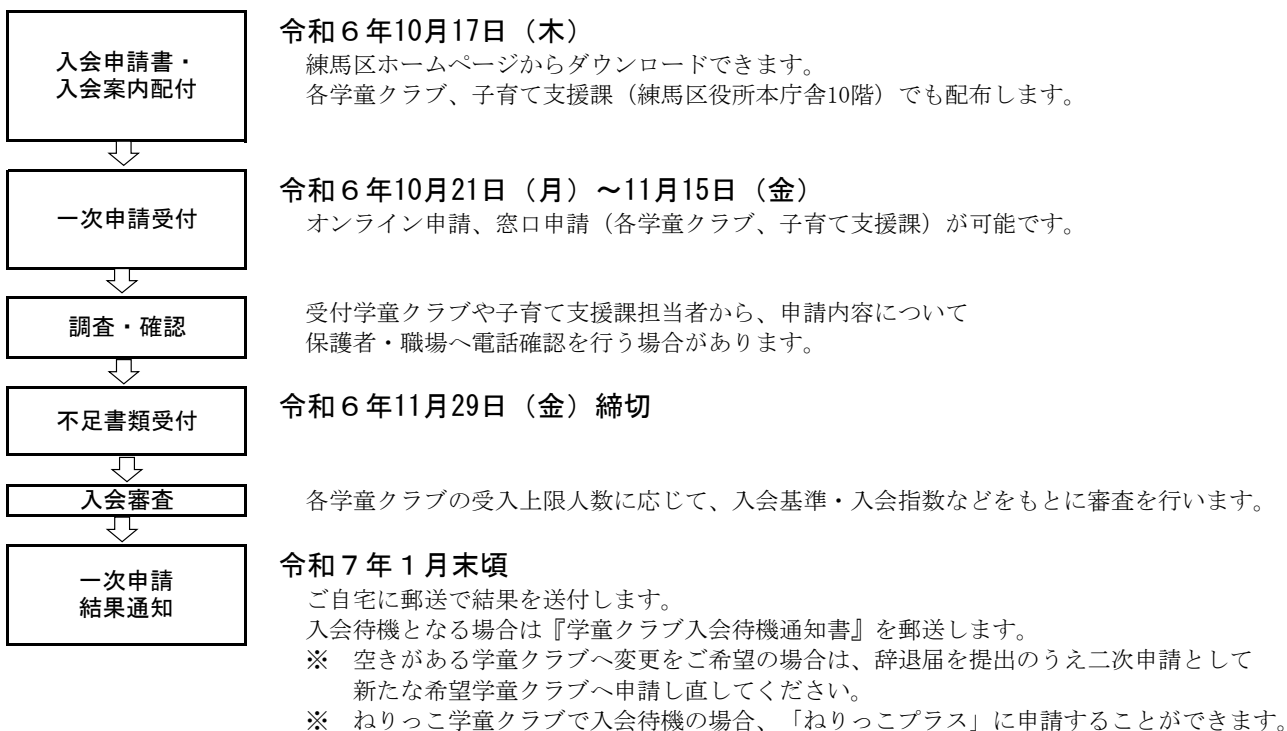
練馬区トップページ

→ 子育て・教育 → 子育て → 学童クラブ

→ 令和7年度学童クラブ入会申請について

※本案内の「学童クラブ」とは、練馬区立学童クラブ  
および練馬区立ねりっこ学童クラブのことをさします。

## 申込から入会まで



放課後の居場所は、ひろばや児童館など学童クラブ以外にも選べます。  
学年が上がったら、お子さん自身の希望も聞いて、  
放課後の居場所を選んでください。

放課後は子どもの時間。子どもの声を大切に！



## 受付期間と申請方法

### \*オンライン申請が始まりました

R7年度入会申請より、スマートフォンやパソコン等からオンラインで申込みが可能となりました。  
時間・場所を問わず申込みが可能です。

【練馬区ホームページから】

子育て・教育>子育て>学童クラブ>令和7年度学童クラブ入会申請について



令和7年度学童クラブ  
入会申請について

### \*申請は1年ごとです

令和7年4月1日から学童クラブの入会を希望する方は、以下の日程でお申し込みください。  
なお、一次申請期間中は窓口が混み合います。また、学童クラブ保育時間中は受付に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ◇ 一次申請受付

対象：低学年（1～3年生）

心身に障害のある児童および日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

一次申請受付期間	令和6年10月21日（月）～11月15日（金）
----------	-------------------------

### 【オンライン受付】

曜日	月曜～日曜日（土・日・祝休日を含む全日）
時間	終日（24時間） ※臨時でメンテナンスをおこなうため、申請できない時間が発生する場合があります。
受付方法	ページ右上の二次元コードもしくは、区ホームページよりアクセス可能です。

### 【窓口受付】

曜日	月曜～土曜日 ※ただし11月4日（祝・月）を除く	
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地をご確認ください（P24～26） できる限り入会を希望する学童クラブにお申し込みください	練馬区子育て支援課 （練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階）

※ 土曜日は合同保育のため、学童クラブ職員が不在の場合があります（24ページをご覧ください）。  
お申込みをされる前に、一度各学童クラブへお問い合わせいただくようお願いいたします。

※ 内容を確認させていただく場合があります。保護者の方が必要書類を直接提出してください。

## ◇ 二次申請受付

対象：低学年（1～3年生）

心身に障害のある児童および日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

二次申請受付期間	令和6年12月2日（月）～令和7年2月14日（金） ※窓口受付は12月29日～1月3日を除く
----------	---

※ 2月上旬（一次申請の結果が決定次第）に区ホームページ内にて、各学童クラブの空き状況をお知らせする予定です。

## ◇ 三次申請受付

対象：低学年（1～3年生）・心身に障害のある児童および日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

高学年（4～6年生）・月12日受入（1～3年生）※一部の学童クラブ

三次申請受付期間	令和7年2月25日（火）～3月4日（火）
----------	----------------------

※ 高学年・月12日受入れについては、2月に区ホームページで見込み状況をお知らせする予定です（詳細は17ページおよび18ページをご覧ください）。

## ◇ 先着順受付

対象：低学年（1～3年生）・心身に障害のある児童および日常的な医療行為が必要な児童（1～6年生）

高学年（4～6年生）・月12日受入れ（1～3年生）※一部の学童クラブ

先着順受付期間	令和7年3月5日（水）から
---------	---------------

**二次申請以降の申請方法** ※三次申請・先着順受付も申請方法は共通です。

【オンライン受付】

曜日	土・日・祝休日を含む全日
時間	終日（24時間） ※ 臨時でメンテナンスをおこなうため、申請できない時間が発生する場合があります。

【窓口受付】

曜日	月曜～土曜日（祝休日を除く）	月曜～金曜日（祝休日を除く）
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	午前8時30分～午後5時15分
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地をご確認ください（P24～26） できる限り入会を希望する学童クラブにお申し込みください	練馬区子育て支援課 （練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階）

## オンライン・郵送で申請書類等を提出される方へ

◎オンライン・郵送による提出は、各申請受付締切日必着のものが有効です。

◎記入内容や必要書類等に不備がないことを十分に確認してください。不備がある場合、担当者より申請書記載の電話番号に連絡しますので、ご対応をお願いします。

◎一次申請期間に限り、書類に不備・不足がある場合、申請受付締切日とは別に不足書類提出の締切日を設定しています。

不足書類の締切日 令和6年11月29日

不備等があり締切日にすべての書類が整わない場合や、締切日以降に届いた場合は、二次申請以降の扱いとなります。  
お早めにご提出ください。

◎二次申請以降は、すべての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

### オンライン申請

- ・各申請受付締切日必着です。各締切日の23時59分までに申請受付したものが有効となります。
- ・申込みフォームに直接入力いただくほかに、添付書類（「就労証明書」等）のアップロードが必要になります。ファイルが開けない場合や画像が不明瞭な場合は、原本の提出をお願いする可能性があります。
- ・申込み情報入力中に一定期間操作がない場合、タイムアウトとなり入力情報が失われる場合があります。適宜一時保存をすることをおすすめします。
- ・回線トラブルや、システムのメンテナンス等で締切時間までに到達しなかった場合、到達した時点での申請受付となります。時間には、余裕をもってお申込みください。

### 郵送による提出をする場合の注意点

- ・締切日必着です。郵送にかかる日数を考慮いただき、余裕を持って発送してください。
- ・申請書類等には個人情報が多く含まれております。郵送事故による書類紛失を防ぐため、**簡易書留等**をおすすめします。
- ・**郵送料は申請者の負担**となります。重さにより郵送料が変わりますので、料金不足で不着とならないよう郵便窓口からの郵送をおすすめします。
- ・到着を確認する書類等は送付いたしません。

○申請書の提出先

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1

練馬区子育て支援課学童クラブ入会担当係 宛

- ※ 各学童クラブは郵送による提出を受け付けません。
- ※ 電子メールやFAXでの申請はできません。

## 1 学童クラブとは

学童クラブは、保護者の就労などにより主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、専門の職員の支援のもと、学年を越えて仲間となって楽しく遊び共に過ごしながらか豊かに育つための事業です。

### ○ 練馬区立学童クラブ

練馬区立学童クラブは、令和7年度は児童館内（15クラブ）、地区区民館内（5クラブ）、厚生文化会館内（1クラブ）、その他（6クラブ）の27か所で運営します。

### ○ 練馬区立ねりっこ学童クラブ

ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和7年度は62小学校内で実施します。事業内容は、学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。

#### 【ねりっこクラブ】

「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能・特色をそのままに、一体的に事業の運営を行うものです。小学校の施設を活用し、「ねりっこ学童クラブ」と実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」事業を併せて実施し、様々な学年の子どもたちや地域の方々、ひろばスタッフ、学童クラブの職員等と交流しながら放課後を過ごす事業です。

令和7年度実施校は25～26ページ「16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

※ ねりっこクラブ実施校以外の小学校では「学校応援団ひろば（児童放課後等居場所づくり事業）」を実施しています。事業内容については、14ページをご覧ください。

## 2 学童クラブの概要

※ 学童クラブの所在地等は、24ページ「15 練馬区立学童クラブ一覧」、25～26ページ「16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

### (1) 保育時間

曜日	学校登校日	学校休業日（夏休み等）
月～金曜日	放課後 ～ 午後6時	午前9時 ～ 午後6時
土曜日	放課後 ～ 午後5時	午前9時 ～ 午後5時

○ 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

○ 区立学童クラブ27箇所のうち8箇所、および全てのねりっこ学童クラブで、学校休業日の朝の延長（午前8時から）と夕方の延長（午後7時まで）を実施しています。

※ 延長保育についての詳細は、23ページをご覧ください。

### (2) 保育料

月額5,500円（同一世帯二人目以降の児童は月額4,500円）

○ 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。朝の延長（繰上げ）保育料は月額500円、夕方の延長保育料は月額2,000円です。

○ 遠足等行事における交通費、入場料等の実費は個別にかかります。

○ 毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります

（入院等の特別な事情で1か月以上欠席する場合でも、保育料はかかります）。

○ 保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありせん）。

### (3) 保育料の納付方法と免除申請について

- 保育料のお支払は原則として口座振替をご利用いただくようお願いいたします（保育料の納付期限は毎月末日です。末日が金融機関休業日の場合は翌営業日です）。  
**保育料の滞納がある場合、入会指数が減点され、学童クラブに入会できない場合がありますのでご注意ください。**
- 入会承認後、以下のいずれかにあてはまる場合、保育料の免除申請をし、承認されると保育料が免除されます。なお、免除期間は申請を受け付けた日の属する月から当該年度末までとなります。免除申請は年度ごとに必要です。
  - ・生活保護受給世帯に該当する方
  - ・住民税非課税世帯（所得割および均等割がともに非課税であること）に該当する方

## 3 学童クラブに入会できる児童

学童クラブは、放課後を中心に「保育を必要とする」状況にある児童の健全な育成を図るための事業です。学童クラブに入会できる児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

- ① 対 象 小学生
- ② 住 所 練馬区内に在住の児童、または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童
- ③ 入会基準 学童クラブ入会基準（7ページ参照）に、保護者・児童とも該当する
  - ※ 心身に障害のある児童については、19 ページも必ずご覧ください。
  - ※ 日常的な医療行為が必要な児童については、21 ページも必ずご覧ください。
  - ※ 一部の学童クラブでは高学年（4～6年生）および月 12 日以上を満たす方を対象とした受け入れを行います。詳細は 17、18 ページをご覧ください。

#### ○ 保育を必要とするとは

保育を必要とするとは、保護者が就労等の状態にあることをいいます。  
保護者が複数（父と母等）の場合には、複数の保護者がともに就労等の状態にあることをいいます。

#### ○ 学童クラブの開設時間内に保育を必要すると認められる場合とは

以下の①②の時間帯に就労時間等がかかる場合です（通勤・通学等に要する時間を含む）。

- ① 月曜日から金曜日の午後 3 時から午後 6 時まで ② 土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで  
※就労の場合、勤務時間は、休憩時間を含む就業規則等で定めている時間です。残業時間は含みません。  
※通勤・通学等に要する時間は、オンライン地図サービス等で計測した時間です。

例：保育を必要とする日の考え方

月～金曜日の午後 2 時 30 分に勤務終了し、通勤 1 時間（合計 午後 3 時 30 分まで）。

→保育を必要とする日として認める。

月～金曜日の午後 2 時 30 分に勤務終了し、通勤 15 分（合計 午後 2 時 45 分まで）。

→保育を必要とする日として認めない。

土曜日の午後 1 時に勤務が終了し、通勤 5 分（合計 午後 1 時 5 分まで）。

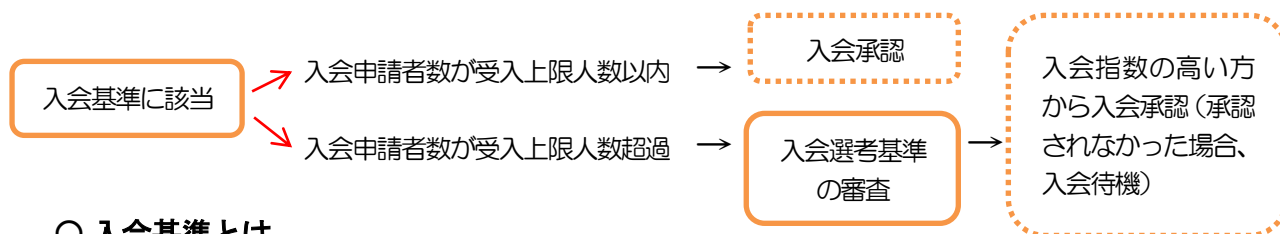
→保育を必要とする日として認める。

#### ○ 夜間就労の勤務就労時刻の考え方について

夜間就労の場合は、勤務終了後（通勤・通学等に要する時間を含む）に、睡眠・休息等をとるものと仮定し、勤務終了時間に 8 時間を加えた時間を就労時間等の終了時刻とみなします。

## 4 入会審査について

提出された書類により学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します（**入会基準の審査**）。入会申請者数が学童クラブの受入上限人数よりも少ない場合は、入会基準を満たしていれば入会を承認します。入会基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入会選考基準（8ページ参照）に基づき、入会指数の高い方から入会を承認します（**入会選考基準の審査**）。



### ○ 入会基準とは

入会基準とは、学童クラブの入会を申請するにあたり、満たす必要のある条件です。以下の（１）保護者の状況、（２）児童の状況ともに基準を満たす必要があります。

#### （１）保護者の状況

次に掲げる状況により、月曜日から土曜日の間の**原則月 16 日以上**、学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合、学童クラブ入会基準を満たすと判定します。  
 ※一部の学童クラブでは、月 12 日以上を満たす方を対象とした受け入れを行います。詳細は 17 ページをご覧ください。

※ 日曜日・祝休日は、学童クラブ開設時間外のため、保育を必要とする日には数えません。

保護者の状況		形態
1 就労		雇用されている場合（会社員など）
		会社経営または自営の場合（第三者から就労の証明書がとれない場合を含む）
2 就学または技能訓練		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合
3 疾病	入院	疾病により入院中の場合
	自宅内療養	病気により自宅内での療養が必要な場合（精神性・感染性の病気を含む）
4 障害		身体障害者手帳 4 級または愛の手帳 4 度以上に相当する場合、または精神障害者保健福祉手帳がある場合
5 看護・付添い		入院等による付添いをする必要がある、自宅で常時看護をする必要がある場合
6 出産（注）		産前産後を通じて 16 週間（産前 8 週、産後 10 週を限度とする）。 多胎妊娠の場合は産前産後を通じて 24 週間（産前 16 週、産後 10 週を限度とする）。 ※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算する。
7 その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合
	内定	就労・就学が内定している場合
	その他	明らかに保育を必要とすると認められる場合

（注）育児休業中の場合は当てはまりません。ただし、令和 7 年 3 月までに申請する場合で、慣れ保育を利用し、一定の条件を満たす方は申請できます。詳細は別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」をご確認ください。

○ 里親委託を受けている世帯については、状況をお伺いしますので窓口にご相談ください。



例：保護者が固定勤務で勤務曜日が父母で異なる場合の判定

曜日	日	月	火	水	木	金	土
父	勤務	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休
母	休	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休
保育を必要とする		×	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	×

この例では、火・水・木・金曜日を保育を必要とする日と認めて判定します。

月曜日は母の就労日ですが、父の就労日ではないため、保育を必要とする日とは認めません。

※ 上記は固定勤務の場合の判定です。不規則やローテーション勤務の場合は当てはまりません。

## (2) 児童の状況

原則として、学童クラブ出席日数(※)が月曜日から土曜日の間の月16日以上あり、学童クラブの生活の中で、自分の身の回りのことは自分でできる場合、学童クラブ入会基準を満たすと判定します。

心身に障害のある児童の場合は、19ページに記載する要件を満たすことを必要としますので、必ずご確認ください。

学童クラブでは、原則として投薬等の医療行為は行えません(支援員が服薬の介助をするのではなく、お子さんが薬を持参し、自分で飲むことは可能です)。

なお、医師の指示のもと看護師による導尿やたん吸引などの医療的ケアが必要な場合や、児童自身で医療行為を行う場合は、21ページをご確認ください。

### ※ 出席日数の基本的な考え方

欠席とは、「定期的な習い事や塾」等の学童クラブ以外の事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、健康上の理由(急な病気や怪我、それに伴う通院)および家庭事情による急用等は出席日として取り扱います。

## ○ 入会選考基準【入会優先順位に関する基準】とは

入会選考基準とは、入会優先順位に関する基準です。入会指数が高い児童から入会の承認を行います。

「(1) 基準指数」に「(2) 調整指数」を加点したものが入会指数です。

複数の保護者の基準指数が異なる場合は、低い方の基準指数を適用します。

(1) 基準指数	+	(2) 調整指数	=	入会指数
----------	---	----------	---	------

※ 入会指数が同点の場合は、「(3) 指数が同点の場合の判定方法」により、判定順位の高い児童から入会の承認を行います。

(1) 基準指数

保護者の状況			指数
就労 (注) (自営含む)	自宅外就労	月 20 日以上	10
		月 16 日以上 20 日未満	9
	自宅内就労	月 20 日以上	9
		月 16 日以上 20 日未満	8
就学または 技能訓練 (注)	自宅外就学	月 20 日以上	9
		月 16 日以上 20 日未満	8
	自宅内就学	月 20 日以上	8
		月 16 日以上 20 日未満	7
疾病	入院		10
	自宅内療養	精神性疾患または感染性疾患	10
		その他	8
心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級または愛の手帳 1 度・2 度・3 度、 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級に相当		10
	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度に相当		9
	身体障害者手帳 4 級に相当		8
看護・付添い	入院の看護・付添い	月 20 日以上	9
	自宅外での看護・付添い	月 16 日以上 20 日未満	8
	自宅内での看護・付添い	月 20 日以上	7
		月 16 日以上 20 日未満	6
出産			6
その他	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたる		10
	就労・就学が内定 (新規雇用等予定)		10～6
	その他		10～6

※ 就労、就学または技能訓練、看護・付添いの日数に、日曜日・祝休日は含みません。

※ 就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月 20 日以上で審査します。

(注) 就労・就学における「自宅外」「自宅内」の区分は次のとおりです。

自宅外	自宅外での就労・就学が、月 8 日以上 (日曜日・祝休日を除く)
自宅内	自宅外での就労・就学が、月 8 日未満 (日曜日・祝休日を除く)

※ 自宅と職場が同一所在地でも、実際の就労・就学場所が異なる場合は「自宅外」とみなします。

※ 自宅と同一建物内または同一敷地内の就労・就学場所は「自宅内」とみなします。

(2) 調整指数

調整項目		指数
両親不存在家庭・ひとり親家庭		+2
単身赴任家庭		+1
児童の学年 ・心身に障害のある児童、日常的な医療行為が 必要な児童 (※1) の高学年 (4～6 年生) に ついては、調整指数を適用しない。	1 年生	+2
	2 年生	+1
	4 年生	-1
	5 年生	-2
	6 年生	-3
同居の祖父母 (70 歳未満) ※2		1 名につき -0.5
心身に障害のある児童、看護師による医療的ケアが必要な児童		+2
保育料の滞納	令和 6 年 9 月までにその世帯の保育料滞納が 3 か月分以上ある場合	-2
その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合		+3 ～ -3

- ※1 日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。21 ページをご覧ください。
- ※2 同居の祖父母とは、児童と同居（リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる状況）し、放課後の児童の保育が可能な祖父母を指します。

### (3) 指数が同点の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	学年の低い児童を優先
2	複数の保護者の基準指数を加算し、算出された指数の高い児童を優先
3	両親不存在>ひとり親>単身赴任 の順で優先
4	複数の保護者のうち基準指数が低い方を、災害>障害>疾病>自宅外（就労>就学>看護）>自宅内（就労>就学>看護）>出産の順で優先（複数の保護者の基準指数が同一の場合、優先度の低い方とする）
5	1日あたりの保育を必要とする平均時間を点数換算※し、点数が高い児童を優先（複数の保護者がいる場合は点数の低い保護者による）
6	1日あたりの保育を必要とする平均時間を点数換算※し、点数が高い児童を優先（保護者双方の点数の合算による）
7	1か月あたりの保育を必要とする日数が多い児童を優先（複数の保護者がいる場合は日数の少ない保護者による）
8	1か月あたりの保育を必要とする日数が多い児童を優先（保護者双方の合算による）
9	保護者双方に自宅内勤務の日がない児童を優先
10	保育を必要とする日の就労等の1か月あたりの合計時間数が多い児童を優先（複数の保護者がいる場合は合計時間数の少ない保護者による）
11	保育を必要とする日の就労等の1か月あたりの合計時間数が多い児童を優先（保護者双方の合算による）
12	小学3年生以下のきょうだいが多い児童を優先
13	生年月日が遅い児童を優先
14	その他

※ 月曜日から金曜日の午後3時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間と通勤時間の合計時間数を保育を必要とする月の日数で割り「1日あたりの保育を必要とする平均時間」を算出します。点数換算は以下の表のとおりです。

#### 1日あたりの保育を必要とする平均時間の点数換算（判定順位5・6）

保育を必要とする時間	点数
4時間以上	4
3時間30分以上4時間未満	3.5
3時間以上3時間30分未満	3
2時間30分以上3時間未満	2.5
2時間以上2時間30分未満	2
1時間30分以上2時間未満	1.5
1時間以上1時間30分未満	1
30分以上1時間未満	0.5
30分未満	0

## 5 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

### (1) 入会申請の受付期間・受付場所

入会申請の受付期間・受付場所は2～3ページ「受付期間と申請方法」をご覧ください。オンライン・郵送で申請される場合は、4ページの「オンライン・郵送で申請書類等を提出される方へ」を必ずお読みの上、ご提出ください。

窓口にご提出される場合は、原則として希望する学童クラブに、保護者の方が必要書類を直接提出してください。

### (2) 入会申請できる学童クラブ

学童クラブは、児童が学校から歩いて通う施設です。原則として、小学校に対応した学童クラブで受け入れを行っています。各小学校に対応する学童クラブは、27ページ「17 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧」をご覧ください。なお、小学校に対応した学童クラブ以外を希望する場合には、申請を希望する学童クラブにご相談ください。

#### ※ 「国立・私立小学校に通学する方」および「指定校変更の申請（8条申請）をされる方」へ

上記の各区立小学校に対応する学童クラブにかかわらず、住所地や通学経路により申請先学童クラブを検討の上、申請してください。

また、指定校変更の申請は、申請理由にかかわらず学校運営に支障が生じる等の場合には承認されないことがあります。指定校変更が承認されないなどの理由で申請先学童クラブを変更する場合は、その時点で学童クラブ入会申請書等の再提出が必要となります。なお、再提出された場合には、その時点での申請扱いとなりますのでご注意ください。

### (3) 提出書類

- ① 入会申請書 児童一人につき1通必要です。（オンラインの場合でも、きょうだいそれぞれ申請してください。）
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。30ページの「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

#### ※ 練馬区に転入予定の方へ

申請書提出日以降に練馬区に転入予定の方は、①②の他に練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸契約書」・「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消しても構いません。

## 6 入会申請の結果について

結果については、下記の時期にご自宅に郵送でお知らせします。

一次申請	令和7年1月末頃	二次申請	令和7年3月上旬
三次申請	令和7年3月中旬	先着順以降	おおむね申請から2週間後

「入会承認通知書」「入会待機通知書」を申請書に記載いただいた住所に郵送します。

## 7 入会承認となった場合

### (1) 入会承認期間

入会承認期間は、年度末（令和8年3月31日まで）を限度として、就労証明書、申立書等の提出書類により、原則として児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までです。

3か月ごとに更新するような就労契約の場合は、契約された期間までの入会承認となります。  
 例：就労証明書に記載の契約期間が「令和6年7月から令和7年6月まで」の方（申請は令和7年度入会の一次申請期間に行った場合）  
 → 入会承認期間は「令和7年4月1日から令和7年6月30日まで」

### (2) 入会承認期間の特例

入会の要件が次の「保育を必要とする形態」の場合には、入会承認期間が以下のとおりとなります。

保育を必要とする形態	入会承認期間
① 就労予定（転職・内定含む）のとき ・就労証明書が就労予定と記載されている場合 ・就労証明書が発行されず採用内定通知や合格通知等による場合	承認された入会日から1か月間
② 就労証明書の契約満了日が「入会申請書提出日から令和7年3月31日までの間の日付」のとき	承認された入会日から1か月間 令和7年3月31日までの申請で、就労証明書に契約の更新の有無「有」と記載がある場合に限り。
③ 就労証明書の就労予定日および復職予定日が申請日から入会予定日までのとき	承認された入会日から1か月間
④ 就学等で、在学証明書や学生証に記載されている在学期間が令和7年3月31日以前のとき	承認された入会日から1か月間
⑤ 新規に就学を予定しているとき	承認された入会日から1か月間
⑥ 疾病、看護・付添いのとき	診断書等に記載された入院（療養）等の期間。期間の記載がない場合は承認された入会日から6か月間。
⑦ 出産（産休）のとき	産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする）。多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前16週、産後10週を限度とする）。 ※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算。
⑧ 育児休業中（慣れ保育実施）に申請したとき	承認された入会日から1か月間 ※ 令和7年3月31日までの申請で、4月1日から入会する場合に限り。
⑨ その他	承認された入会日から1か月間 上記に掲げる場合の他、練馬区が必要と判断した場合。

### (3) 入会後の変更事項について

入会后、承認期間の延長を申請する場合には、「学童クラブ入会延長申請書兼変更届」と、引き続き保育を必要とすることを証明する保護者の状況に応じた添付書類が必要です。

特に、入会申請した保育を必要とする理由に変更があった場合（就労時間帯の変更、転職等）は、入会要件を満たすかどうかを確認する必要があります。

入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、直ちに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。手続きが行われない場合は退会となる可能性があります。

## 8 入会待機となった場合

### ○ 入会待機とは

学童クラブ入会基準を満たしているものの、入会申請者数が受入上限人数を超えたため申請した学童クラブに入会できず、入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。

学童クラブ待機児童対策として、「ねりっこプラス」を実施しています。

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時、冬期は午後4時半）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。詳しくは15ページ「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。

#### (1) 一次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

- 一次申請で入会申請者数が受入上限人数を超え、学童クラブ入会基準を満たしていても申請した学童クラブに入会できない場合は、「入会待機通知書」を送付します。あわせて、近隣で空きがある学童クラブをご案内します。当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣で空きがある学童クラブに再申請をされるかご検討ください（二次申請以降の取り扱いになります）。

空きのある学童クラブへ再申請する場合は、一次申請で入会申請した学童クラブの「辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。

一次申請で待機になった方が二次申請以降に再申請する場合は、他の申請者よりも優先して入会を決定します。詳しくは16ページ「10 二次および三次申請期間中に申請される方へ」をご覧ください。

- 待機順位は入会選考基準の指数の高い方が上位となります。詳しくは8ページ「入会選考基準 [入会優先順位に関する基準] とは」をご覧ください。
- 入会可能となった場合は、学童クラブからご連絡いたします。改めて保育を必要とする状況の確認をし、「就労証明書」等の再提出が必要な場合もありますので、ご了承ください。

#### (2) 二次申請・三次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

- 二次・三次申請受付開始時点ですでに受入上限人数を超えている学童クラブへの入会を申請された場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数が高い方が上位となりますが、二次申請の場合は一次申請待機者、三次申請の場合は一次および二次申請待機者の後からの順位となります。空きのある他の学童クラブへ再申請する場合は、入会待機となった学童クラブの「辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。
- 二次・三次申請受付開始時点で受入上限人数を超えていない学童クラブでも、二・三次申請で受入上限人数を超え、入会審査の結果、「入会待機」となる場合があります。入会審査についての詳細は7ページ「4 入会審査について」をご覧ください。

#### (3) 先着順受付で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

申請時点ですでに受入上限人数を超えている学童クラブへの入会を申請される場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数に関係なく先着順となります。なお、三次申請までの待機者の後からの順位となります。

(4) 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

- ① **ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童は、「ねりっこプラス」を利用することができます。**  
 利用を希望する場合は、あらかじめ申請が必要です（各ねりっこプラスには定員があります）。  
 詳しくは15ページ「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。
- ② **近隣の児童館・地区区民館・厚生文化会館での「ランドセル来館」・「昼食場所の提供」の利用登録ができます（学童クラブを入会待機となった場合に限りです）。**  
 ・「ランドセル来館」・・・学校登校日の放課後（月～金曜日）にランドセルを持ったまま、児童館等に直接遊びに行くことができます。  
 ・「昼食場所の提供」・・・三期休業中（夏休み、冬休み、春休み）等に児童館等で持参したお弁当を食べることができます。
- ※ 登録に関する詳細については、入会待機通知書に同封してお知らせします。  
 ※ ①のねりっこプラスとあわせて利用することができます。  
 ※ ④のねりっこひろば・児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業に参加した日は、ランドセル来館は利用できません。  
 ※ 高学年（4～6年生）は、ランドセル来館・昼食場所の提供は利用できません。

③ **児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）を一般来館として利用できます。**

【利用できる時間】	児童館・厚生文化会館（児童室）	地区区民館
月～金曜日	午前10時～午後6時	午後1時～午後6時
土曜日	午前9時～午後6時	午前9時～午後5時
三期休業中		午前9時～午後6時

※ 一部利用時間が異なる場合があります。ご利用にあたっては施設に直接お問い合わせください。

④ **各区立小学校内で実施している「ねりっこひろば」または「学校応援団ひろば（児童放課後等居場所づくり事業）」が利用できます（学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません）。**

「ねりっこひろば」とは

ねりっこクラブ実施校（62校）では、同じ小学校内で「ねりっこひろば」事業を実施します。学校の授業が終了した放課後に児童がランドセルを持ったまま通うことができ、学校のひろば室・校庭・図書室などでスタッフの見守りのもと、自主遊びや自主学習などを行います。実施日は、授業のある月～土曜日の放課後および三期休業中（夏・冬・春休み）の月～金曜日の午前9時から午後5時（冬期は午後4時半）までです。事前登録時に保険料（令和7年度は500円/年）が必要となります。

【問い合わせ】 放課後対策第一係 電話03-5984-1519（直通）

「学校応援団ひろば（児童放課後等居場所づくり事業）」とは

ねりっこクラブ実施校を除く小学校（3校）で実施しています。事業内容はねりっこひろばと同様です。実施日は、学校の授業のある月～金曜日（学校により曜日は異なります）の放課後から午後5時（冬期は午後4時半）までです。三期休業中は実施していません。事前登録時に保険料（令和7年度は500円/年）が必要となります。学校応援団ひろば事業のスタッフはPTAや地域の方々などで構成されています。

【問い合わせ】 学校応援団・開放係 電話03-5984-1057（直通）

## 9 ねりっこプラスについて

### ○ ねりっこプラスとは

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時、冬期は午後4時半）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

利用を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。申請に関する詳細については、「ねりっこ学童クラブ入会待機通知書」に同封してお知らせします。

#### (1) 事業内容

##### ① ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。

ひろば事業実施時間中（放課後から午後5時、冬期は午後4時半まで）は、ひろば事業等をご利用ください。ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ提供はありません。以下の2通りの利用方法があります。

#### A登録

放課後（授業のない日は午前9時）、ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は、下校後直接ひろば室に入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

#### B登録

午後5時（冬期は午後4時半）時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は午後5時にひろば室で出席確認ができるように入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・下校後ひろば室で午後5時（冬期は午後4時半）まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来て構いません（荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません）。

※ 利用方法の変更（A登録／B登録）は、年4回（4・7・9・1月）可能です。

※ 下校時から午後5時（冬期は午後4時半）までは、ひろば事業（見守り）への参加です。

ねりっこプラス（保育）は、ひろば事業が終了した後の午後5時（冬期は午後4時半）からの事業です。

※ 午後5時（冬期は午後4時半）より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

##### ② 朝（午前8～9時）、夕（午後6～7時）の、学童クラブ延長保育をご利用いただけます。

夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で同室保育を行う場合があります。

#### (2) 対象児童・定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童

- ・各ねりっこプラスには、ひろば室の面積に応じた定員があります（最大45名）。
- ・心身に障害のある児童の受け入れは行いません。



### (3) 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日（三期休業中等）
月～金曜日	午後5時～6時 ※	午後5時～6時 ※
土曜日	午後5時～6時 ※	午前9時～午後6時

※ 午後5時（冬期は午後4時半）までは、ひろば等をご利用ください。

※ 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

### (4) 実施場所 各小学校のひろば室

### (5) 保育料

月額1,000円

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。（朝）月額500円（夕）月額2,000円
- ・毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります。
- ・保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありませぬ）。
- ・一定の条件に当てはまる場合は、保育料が免除になる場合があります。6ページの「保育料の納付方法と免除申請について」をご覧ください。

### (6) ねりっこプラスをご利用になれない場合

以下の場合、ねりっこプラスをご利用いただくことができません。

- ・学童クラブに入会できることになった場合
- ・学童クラブの入会待機を辞退する場合
- ・学童クラブに入会待機する児童がいない場合

## 10 二次および三次申請期間中に申請される方へ

二次申請をされた方は一次申請者、三次申請をされた方は一次および二次申請者の後の入会決定となります。

二次および三次申請期間中に申請される方のうち、すでに一次申請または二次申請をした学童クラブ(A)で入会承認または入会待機が決定しているが、別の学童クラブ(B)へ再申請をする方については、他の二次および三次申請者よりも優先して入会を決定します。

○入会決定の順番

- ① 一次申請者
- ② 一次申請をしたが辞退をし、二次に再申請する方
- ③ 二次申請者
- ④ 一・二次申請をしたが辞退をし、三次に再申請する方
- ⑤ 三次申請者

入会承認または入会待機が決定している学童クラブ(A)の「学童クラブ辞退届」を提出のうえ、以下の各通知書をほかの必要な書類に添えてご申請ください。

#### (1) 一次申請または二次申請で、申請先学童クラブを「入会承認」となった方

「入会承認通知書」または「学童クラブ辞退届」の写し

#### (2) 一次申請または二次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった方

「入会待機通知書」または「学童クラブ辞退届」の写し

- ※ 複数の学童クラブに重複して申請することはできません。
- ※ 「入会承認」・「入会待機」による優先度の違いはありません。入会選考基準の指数が高い方が上位となります。
- ※ 結果の発送時期については、11ページ「6 入会申請の結果について」をご覧ください。

## 11 高学年(4～6年生) および月 12 日の申請について

一定の要件を満たした学童クラブにおいて、高学年(4～6年生)・月 12 日以上を満たす低学年(1～3年生)の受入れを行います。

### (1) 入会申請できる学童クラブ

対象となるのは、以下の要件をいずれも満たした学童クラブです。

#### 【高学年(4～6年生)】

- ① 児童館・厚生文化会館・地区区民館内の学童クラブ
- ② 二次申請受付終了時点において、申請人数が定員を下回る学童クラブ

#### 【月 12 日】

- ① 二次申請受付終了時点において、受入上限から 6 名以上空きのある学童クラブ

※ 高学年・月 12 日受入れについては、入会申請状況により、今年度対象であっても、次年度は対象とならない場合があります。

### (2) 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ(ねりっこ学童クラブを含む)に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は 1 通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点で申請受付完了となります。

### (3) 入会申請の受付期間・受付場所について

入会申請の受付期間・受付場所は 3 ページ「三次申請受付」および「二次申請以降の申請方法」をご覧ください。

### (4) 提出書類

- ① 入会申請書 児童一人につき 1 通必要です。
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。30 ページの「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

### (5) 入会審査について

提出された書類を基に学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します。申請者が受入上限数を超えた場合、入会選考基準による審査を行い、入会の承認を行います。なお、審査は、三次、高学年、月 12 日の申請者をあわせて行います。

### (6) 入会申請の結果について

11 ページ「6 入会申請の結果について」をご覧ください。

### (7) 入会待機となった場合

- ※ 入会可能となった場合には、学童クラブから個別にご連絡いたします。
- ※ 月 16 日を要件とする低学年の待機者がいる場合は、待機順位によらずそれらの方を先行してご連絡させていただく場合があります。
- ※ 空きのある他の学童クラブへ入会を希望する場合は、入会申請した学童クラブの「学童クラブ辞退届」と、新たに希望する学童クラブの申請書を提出してください。
- ※ 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所については、16 ページをご覧ください。

3月5日以降は、先着順での受付になります。

### (8) 月12日入会基準指数

保護者の状況			指数
就労(注) (自営含む)	自宅外就労	月12日以上16日未満	8
	自宅内就労	月12日以上16日未満	7
就学または 技能訓練	自宅外就学	月12日以上16日未満	7
	自宅内就学	月12日以上16日未満	6
看護・付添い	入院の看護・付添い	月12日以上16日未満	7
	自宅外での看護・付添い	月12日以上16日未満	7
	自宅内での看護・付添い	月12日以上16日未満	5
その他	就労・就学が内定(新規雇用等予定)		8~6
	その他		8~6

※ 就労、就学または技能訓練、看護・付添いの日数に、日曜日・祝休日は含みません。

※ 就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月20日以上で審査します。

(注) 就労・就学における「自宅外」「自宅内」の区分は次のとおりです。

自宅外	自宅外での就労・就学が、月8日以上(日曜日・祝休日を除く)
自宅内	自宅外での就労・就学が、月8日未満(日曜日・祝休日を除く)

※ 自宅と職場が同一所在地でも、実際の就労・就学場所が異なる場合は「自宅外」とみなします。

※ 自宅と同一建物内または同一敷地内の就労・就学場所は「自宅内」とみなします。

令和7年度の対象施設については、二次申請締め切り後に確定します。

区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で以下の内容をお知らせする予定です。

○2月上旬 申込みができる可能性のある学童クラブの状況

○2月20日(木) 申込みができる学童クラブの状況

#### ○ 月12日受入れについて

学童クラブでは入会できる要件を「月16日以上保育を必要とすること」として、受入れを行っています。

コロナ禍以降、在宅勤務等、働き方の多様化が顕著にみられ、保育園等から小学生になるときに、保護者の皆様から「学童クラブの入会要件には満たないが、子どもの放課後の生活が不安である」というお声をいただくことが、少なくありませんでした。区内において学童クラブの入会児童数は地域によって差があり、一定数以上の空きがある場合もあります。

そこで、二次申請受付終了時に6名以上空きのある学童クラブについては、1年を通じて、月12日受入れ施設に指定します。学童クラブには、二次申請以降4月に入ってからの中入会も一定数あることから、5名分は月16日以上必要な児童のために確保いたします。

## 12 心身に障害のある児童の学童クラブ入会申請について

### (1) 入会の要件

心身に障害があり、学童クラブに入会できる児童（6ページ「3 学童クラブに入会できる児童」）の要件をすべて満たし、下の「児童の状況」に該当する児童を対象に、受入れを行います。

#### 児童の状況

- ・学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できる児童であること
- ・原則として、障害の程度が軽度・中度であり、日々学童クラブに通うことができる児童であること
- ※療育による放課後デイサービスを利用する場合は、通院等と同様に考え、「定期的な習い事や塾」等による欠席の扱いにはなりません。（8ページ参照）

### (2) 対象となる児童

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童（申請時に手帳の写しを提出してください。）
  - ② 特別支援学校および特別支援学級に入学予定または在籍している児童
  - ③ 医師、児童相談所、こども発達支援センター等公的機関の意見等により、①の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童
- ※ 上記②の特別支援学校および特別支援学級に入学予定の児童、並びに上記③の児童は、申請時に、公的機関が作成した意見書等を提出してください。詳細は学童クラブ職員にご確認ください。

### (3) 受入人数

- ・心身に障害のある児童は、障害児優先受入枠（以下、優先受入れ枠）を設定し、受入れを行います。
  - ・優先受入れ枠は、区立学童クラブは3名（※早宮さくら学童クラブは2名）、ねりっこ学童クラブは、1学童クラブあたり25～26ページに記載された人数です。
  - ・児童館・地区区民館・厚生文化会館に併設する学童クラブ（以下「児童館等併設学童クラブ」）では、人的配置や施設改修等の整備によって可能な限り、優先受入れ枠を超えた障害児の受入れを行います。
  - ・特別なケアが必要なため、一定の条件の下で受け入れる障害児は、1施設1名の受入れとなります。
- ※ 全体の申請状況によっては、優先受入れ枠が0名のまま、一般の児童のみで受入上限人数まで入会決定する学童クラブもあります。
- ※ 各学童クラブで、二次申請までは優先受入れ枠を確保します。

### (4) 選考の方法

各クラブの優先受入れ枠を超える申請があった場合は、「入会選考基準（8～10ページ参照）」により入会する児童を決定します。

心身に障害のある児童に限り、申請書に第3希望まで学童クラブ名を記入できます。第1希望の学童クラブに入会できない場合は、入会申請書にご記入いただいた希望順位に基づき、入会可能な学童クラブに入会となるか、または入会を待機（空きが出るまで待つ）となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※入会選考基準における調整指数について

- ・心身に障害のある児童「+2」を適用します。
- ・4年生以上でも、児童の学年による「-1から-3」を適用しません。

## 入会審査の順序

一次・二次申請において、心身に障害のある児童（障害児優先受入枠内）と日常的な医療行為が必要な児童（※）については、他の児童より優先して入会を決定します。

※ 日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。

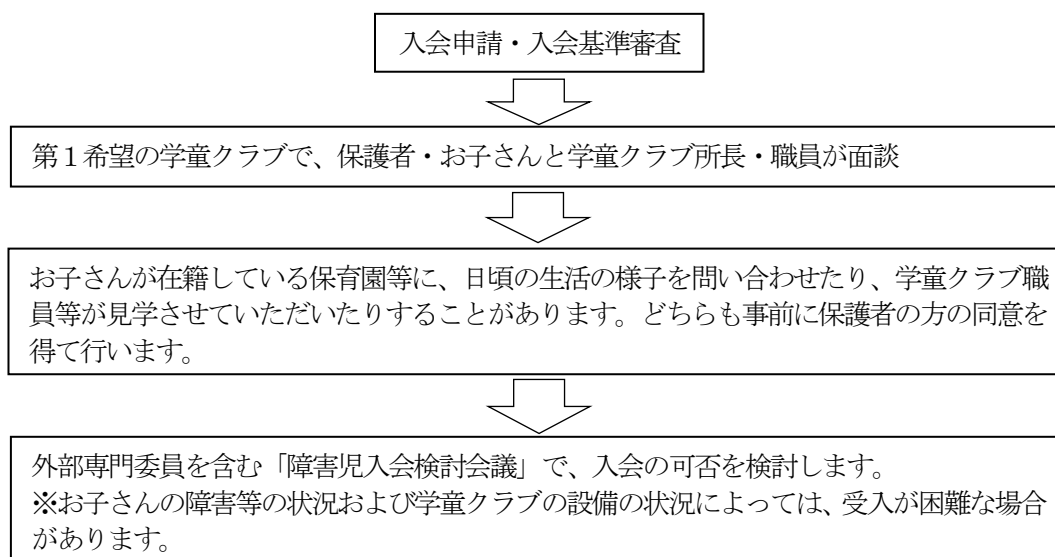
### (5) 入会申請書への記入について

入会申請書の裏面、「心身に障害のある児童としての申請」の欄への記入をお願いいたします。あらためて、担当係職員、学童クラブ職員が詳しい内容をお聞きします。

表面の申請先学童クラブ名は第3希望までご記入いただけます。通える範囲の施設をご記入ください。

### (6) 申請から入会決定までの流れ

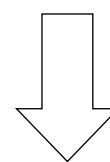
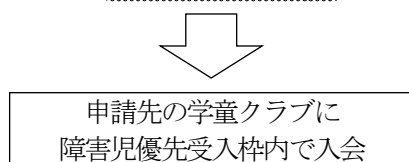
申請書・就労証明書等により、入会基準を満たしていることを審査・確認後、児童の状況（障害が軽度から中度までで、学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できるか）に基づき入会の審査をいたします。



#### 【検討の結果、学童クラブ入会が可となった場合】

《申請数が障害児優先受入枠内の場合》

《申請数が障害児優先受入枠を超えた場合》



入会申請書にご記入いただいた第1希望、第2希望、第3希望の希望順位に基づき、審査をさせていただきます。  
待機となった場合は、第1希望の学童クラブで入会待機となります。  
(児童館等併設学童クラブでは、障害児優先受入枠を超えて障害児の受け入れを行います。そのため、心身に障害のある児童の入会が多人数となることがあります。)

## 13 日常的な医療行為が必要な児童の学童クラブ入会申請について

### (1) 入会の要件

日常的な医療行為(※)が必要であり、学童クラブに入会できる児童(6ページ「3 学童クラブに入会できる児童」)の要件をすべて満たし、学童クラブの集団生活が可能で、日々学童クラブに通うことができる児童を対象に受入れを行います。

※ 日常的な医療行為が必要な児童とは、看護師による医療的ケアが必要な児童と、児童自身で医療行為を行う児童を指します。

### (2) 医療的ケアや医療行為の内容について

#### ・看護師による医療的ケア

医師の指示書をもとに行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインシュリン注射のことです。

※ 看護師による医療的ケアが必要な場合、申請時に「医療的ケア実施申請書」「医療的ケア実施同意書」「医療的ケア主治医指示書」の提出が必要になります。詳細は担当係職員、学童クラブ職員にご確認ください。

#### ・児童自身で行う医療行為

児童自身が行う、導尿、経管栄養、たん吸引、血糖値測定やインシュリン注射のことです。

### (3) 受入人数

#### ・看護師による医療的ケアが必要な児童

心身に障害がある：障害児優先受入枠で、1学童クラブあたり1名まで

心身に障害がない：医療的ケア児優先受入枠で、1学童クラブあたり1名まで

#### ・児童自身で医療行為を行う児童

心身に障害がある：19ページ(3)の障害児優先受入枠に沿った人数

心身に障害がない：24～26ページの定員に沿った人数

※ 医療的ケアが必要な児童について、常に医療的ケア児の受入枠を確保している訳ではありません。

※ 一部の学童クラブでは受け入れしておりません。詳しくはご相談ください。

### (4) 選考の方法

「入会選考基準」(8～10ページ参照)により入会する児童を決定します。

※ 入会選考基準における調整指数について

・日常的な医療行為が必要な児童は、医療を行うための場所の確保が必要なため、明らかに調整が必要と認められる場合の「+3」が適用になります。

・看護師による医療的ケアが必要な児童は、調整指数「+2」も適用します。

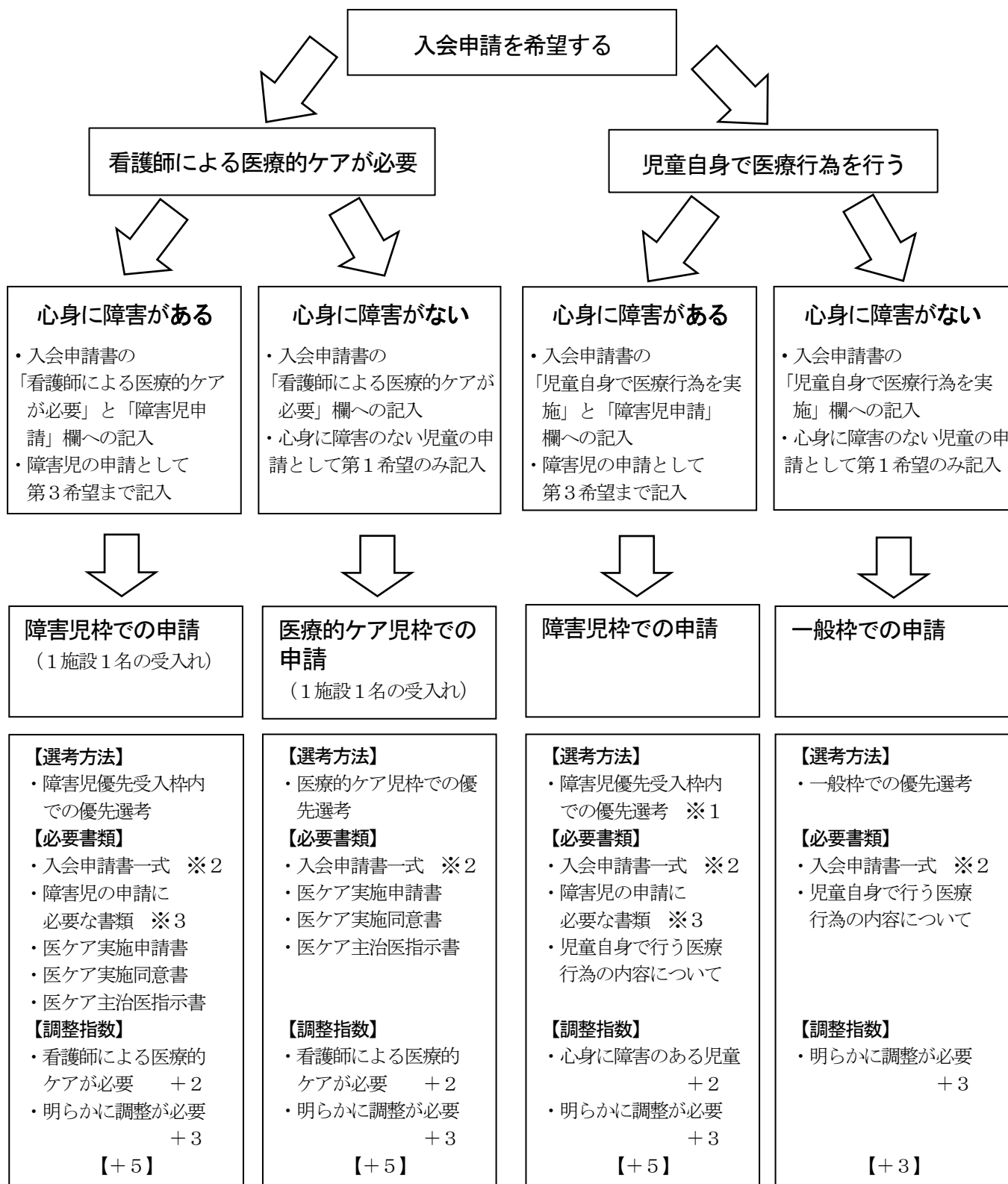
(心身に障害のある児童の場合、障害児の「+2」と合わせて「+4」とすることはできません。)

・4年生以上でも、児童の学年による「-1から-3」は適用しません。

### (5) 入会申請書への記入について

入会申請書の裏面、「日常的な医療行為について」の欄への記入と、情報連携への同意欄のチェックをお願いいたします。あらためて、担当係職員、学童クラブ職員が詳しい内容をお聞きします。

(6) 日常的な医療行為が必要な児童の申請のイメージ



※1 児童館・地区区民館・厚生文化会館内の学童クラブは、各施設の受入上限人数の範囲内であれば、障害児優先受入枠を超えて受け入れます。

※2 入会申請書一式とは、入会申請書と添付書類（就労証明書など）です。

※3 障害児の申請に必要な書類とは、児童の状況について、障害の証明となる書類（愛の手帳の写しや医師の診断書など）です。

## 14 延長保育について

一部の学童クラブでは、延長保育を実施しています。利用する場合は、事前の申請が必要です。申請手続きについては、入会承認通知書に同封する案内をご確認ください。

### (1) 延長保育の保育時間・保育料

	区分	通常の時間	朝の延長（繰上げ）時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	放課後～午後6時	なし	午後6時～午後7時
	土曜日	午前9時～午後5時	午前8時～午前9時	午後5時～午後7時
	学校休業日	午前9時～午後6時	午前8時～午前9時	午後6時～午後7時
保育料	1人目	5,500円（月額）	500円（月額）	2,000円（月額）
	同一世帯 2人目以降	4,500円（月額）		

### (2) 延長保育実施学童クラブ

24 ページ「15 練馬区立学童クラブ一覧」および 25～26 ページ「16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

### (3) 延長保育のご利用にあたって

- ・申請手続きは、入会決定後にご案内します。
- ・延長保育の申請は、月単位です。ご利用月の前月末日までに申請が必要です。  
利用申請のない月の、急なご利用はできません。
- ・利用申請をした月は、実際の利用がなくても延長保育料がかかります。  
なお、前月末日までに取下届を提出した場合は、保育料はかかりません。
- ・延長保育の申請は、その時点で「入会が承認されている期間」のみ提出が可能です。「入会が承認されていない期間」の延長保育については、新たに入会が承認された後、あらためて申請が必要です。
- ・延長保育の申請をされた方には、事前に利用予定日を確認させていただきます。
- ・夕方6時以降の保育を利用する場合は、保護者によるお迎えをお願いいたします。



## 15 練馬区立学童クラブ一覧(50音順)

お申込みをされる際には、職員が不在の場合がありますので一度各学童クラブへお問い合わせください。

児童館等併設	延長保育	合同保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	6年度実績 (4月1日時点)		対応する主な小学校
							在籍数	待機数	
★	◎		上石神井児童館	上石神井1-5-2	3929-6943	40	53	0	上石神井小
★			北町児童館	北町1-19-17	3931-5481	40	45	0	北町小
★		○	北町はるのひ児童館	北町6-35-7	3933-5100	40	26	0	練馬東小・田柄第二小・北町西小・早宮小
★			厚生文化会館	練馬4-2-3	3991-3080	40	43	0	南町小
★			栄町児童館	栄町40-7	3994-3287	35	60	7	旭丘小・小竹小・開進第三小
★			桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5462	40	40	0	開進第二小・開進第三小
★			下石神井地区区民館	下石神井6-8-15	3904-5062	40	19	0	下石神井小
★			石神井児童館	石神井町7-28-21	3996-3800	40	34	0	光和小・大泉東小
★			石神井台児童館	石神井台2-18-13	3995-8267	40	51	0	上石神井北小
	◎		石神井町	石神井町8-1-10	3995-8424	40	55	9	光和小
★			関町児童館	関町南4-15-7-102	3920-1601	40	34	0	関町小
★			高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	40	32	0	高松小
★			土支田児童館	土支田2-32-8	3925-4794	40	60	2	豊溪小
	◎		豊玉	豊玉南3-32-11	3991-2580	40	45	0	豊玉小・豊玉南小・中村小
★		○	中村児童館(第一・第二)	中村2-25-3	3998-4890	80	120	2	中村小
★			貫井地区区民館 ※	貫井1-9-1	3926-7218	40	26	0	練馬第三小
		○	早宮さくら	早宮3-13-31	3993-3153	40	45	0	早宮小
★	◎	○	東大泉児童館(第一・第二)	東大泉7-20-1	3921-8100	80	73	0	大泉南小・大泉第二小
	◎		光が丘すみれ	光が丘5-2-5-104	3976-8231	40	43	0	光が丘四季の香小 光が丘春の風小
	◎		光が丘どんぐり	光が丘3-8-12	3939-8568	40	28	0	光が丘夏の雲小 光が丘秋の陽小
★			氷川台地区区民館	氷川台2-16-14	3932-2065	40	45	1	仲町小
★	◎		平和台児童館	平和台2-18-14	3550-8058	40	40	0	開進第一小・仲町小・北町小・北町西小
★			南田中児童館	南田中5-15-25	3995-5534	40	45	0	南田中小
★			三原台児童館	三原台2-11-29	3924-8796	40	55	0	北原小・泉新小・橋戸小
	◎		谷原あおぞら	谷原5-6-5	3996-9500	40	55	0	谷原小・北原小

★ 障害児の受入を拡大しています(19ページ)

◎ 朝・夕の延長保育を実施しています(23ページ)

○ 令和6年10月現在、土曜日に合同保育を実施しています。

・ 令和6年度は、定員を超える申請数があった学童クラブについて、学童クラブ室の面積等を勘案したうえで、弾力的に受入上限数を増やして運営を行っています。令和7年度については入会申請の状況等により、改めて受入上限数を判断します(各学童クラブにより受入上限は異なります)。

※ 貫井地区区民館学童クラブは大規模改修により、サンライフ練馬内(貫井1-36-18)にて仮設運営を実施しています。工事終了は、令和7年10月末です(予定)。

## 16 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧(50音順)

全てのねりっこ学童クラブで延長保育を実施しています。運営は民間事業者等に委託しています。

学童クラブ	所在地	電話番号	定員	6年度実績 (4月1日時点)			障害児 受入数
				在籍数	待機数	プラス 在籍数	
旭町小	旭町2-29-1	3975-5438	90	77	0	0	4
大泉学園小	大泉学園町4-7-8	3867-3561	90	61	0	0	6
大泉学園緑小	大泉学園町5-11-37	3922-8662	90	83	0	0	4
大泉北小	大泉町4-28-22	3925-2690	90	85	0	0	4
大泉桜学園	大泉学園町9-2-12	3924-8411	60	59	0	0	4
大泉小	東大泉4-25-36	3921-3639	120	120	11	4	9
大泉第一小	大泉町3-16-23	3925-2366	65	48	0	0	4
大泉第二小	南大泉4-29-11	3924-8771	65	65	0	15	4
大泉第三小	大泉学園町3-22-2	3921-7937	90	90	2	3	6
大泉第四小	西大泉1-24-1	3922-6911	85	79	0	0	4
大泉第六小	南大泉5-25-29	3978-0326	88	75	0	0	4
大泉西小	西大泉4-25-2	3925-8755	90	64	0	0	4
大泉東小	東大泉1-22-1	3923-9214	180	174	0	0	12
大泉南小	東大泉6-28-1	3922-1161	85	85	0	26	4
開進第一小	早宮2-1-31	3931-5482	90	90	5	20	4
開進第二小	桜台5-10-5	3994-6814	90	90	6	10	6
開進第三小	桜台2-18-1	3993-2653	90	90	15	38	4
開進第四小	羽沢2-33-1	3994-3008	135	93	0	0	6
春日小	春日町5-12-1	3926-7414	90	79	0	0	4
上石神井小	上石神井4-10-4	3928-4640	90	90	4	28	4
上石神井北小	石神井台5-1-10	3920-0255	135	134	0	0	9
北原小	谷原4-9-1	3904-5739	90	90	5	27	4
北町小	北町1-14-11	3550-8057	90	90	0	0	6
北町西小	北町7-3-8	3931-5148	90	90	10	19	4
向山小	向山2-14-11	3926-0958	90	90	4	19	4
光和小(R7.4～開設) ※	石神井町2-16-34	未定	90	—	—	—	4
下石神井小	下石神井2-20-18	3997-5101	90	90	4	22	4
石神井小	石神井台1-1-25	5393-1909	135	135	2	3	6
石神井台小	石神井台8-6-33	3929-4926	90	90	4	18	4
石神井西小	関町北1-1-5	3594-8020	60	60	8	45	6
石神井東小	南田中3-9-1	3995-6561	90	90	3	5	4

※ R7.3.31までは、開設前のため、別の場所で受付を行います。詳しくは学校別のお知らせをご確認ください。

○ ねりっプラスは、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象にした事業です(15ページ)

学童クラブ	所在地	電話番号	定員	6年度実績 (4月1日時点)			障害児 受入数
				在籍数	待機数	プラス 在籍数	
関町小	関町北3-23-34	3929-0311	90	90	7	15	4
関町北小	関町北5-13-40	3920-0881	135	130	0	0	6
泉新小	三原台3-18-30	5387-0775	54	54	5	43	4
高松小	高松3-16-1	3998-1020	90	90	4	16	4
田柄小	田柄2-19-34	3975-5436	120	110	0	0	6
田柄第二小	田柄1-5-27	5997-0023	90	90	4	5	4
立野小	立野町17-6	3920-2154	90	90	3	15	4
豊玉小	豊玉中4-2-20	3993-6200	90	90	0	30	4
豊玉第二小	豊玉上2-16-1	3994-6764	90	80	0	0	6
豊玉東小	豊玉北1-16-1	6914-9188	90	90	1	1	4
豊玉南小	豊玉南2-14-1	3993-0044	90	88	0	0	4
仲町小	氷川台2-18-24	3550-9539	90	90	5	40	4
中村小	中村2-8-1	3577-0530	48	48	0	29	4
中村西小	中村北4-17-1	3990-2977	90	89	0	0	4
練馬小	春日町6-11-36	3970-8654	90	90	2	14	4
練馬第二小	貫井2-31-13	3999-1190	90	90	7	25	4
練馬第三小	貫井1-36-15	3577-0048	90	90	7	6	6
練馬東小	春日町1-30-11	3970-0820	90	90	7	33	6
橋戸小(R7.4~開設) ※	大泉町2-11-25	未定	60	—	—	—	4
早宮小	早宮4-10-17	5999-9531	40	40	3	2	3
光が丘秋の陽小	光が丘2-1-1	3976-6106	65	65	3	9	4
光が丘四季の香小	高松5-24-1	5998-8088	90	78	0	0	4
光が丘第八小	光が丘1-4-1	3930-1223	90	53	0	0	6
光が丘夏の雲小	光が丘3-6-1	5998-1113	90	90	0	0	4
光が丘春の風小	光が丘7-3-3-102	5997-7171	90	90	0	21	6
富士見台小	富士見台4-16-10	3999-5355	135	135	0	1	6
南が丘小	南田中2-13-1	3995-7138	90	67	0	0	4
南田中小	南田中5-15-37	3996-5200	65	32	0	0	6
南町小	練馬2-7-5	3993-2550	90	46	0	0	4
八坂小	土支田4-47-15	5387-0712	90	82	0	0	4
谷原小	谷原2-9-26	3904-2605	90	90	2	10	6

## 17 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧

小学校 (50音順)	対応する学童クラブ
旭丘小	栄町児童館
旭町小	旭町小ねりっこ
大泉小	大泉小ねりっこ
大泉第一小	大泉第一小ねりっこ
大泉第二小	大泉第二小ねりっこ・東大泉児童館(第一・第二)
大泉第三小	大泉第三小ねりっこ
大泉第四小	大泉第四小ねりっこ
大泉第六小	大泉第六小ねりっこ
大泉東小	大泉東小ねりっこ・石神井児童館
大泉西小	大泉西小ねりっこ
大泉南小	大泉南小ねりっこ・東大泉児童館(第一・第二)
大泉北小	大泉北小ねりっこ
大泉学園小	大泉学園小ねりっこ
大泉学園緑小	大泉学園緑小ねりっこ
大泉桜学園	大泉桜学園ねりっこ
開進第一小	開進第一小ねりっこ・平和台児童館
開進第二小	開進第二小ねりっこ・桜台地区区民館
開進第三小	開進第三小ねりっこ・桜台地区区民館・栄町児童館
開進第四小	開進第四小ねりっこ
春日小	春日小ねりっこ
上石神井小	上石神井小ねりっこ・上石神井児童館
上石神井北小	上石神井北小ねりっこ・石神井台児童館
北原小	北原小ねりっこ・三原台児童館・谷原あおぞら
北町小	北町小ねりっこ・北町児童館・平和台児童館
北町西小	北町西小ねりっこ・北町はるのひ児童館・平和台児童館
向山小	向山小ねりっこ
光和小	光和小ねりっこ・石神井児童館・石神井町
小竹小	栄町児童館
下石神井小	下石神井小ねりっこ・下石神井地区区民館
石神井小	石神井小ねりっこ
石神井東小	石神井東小ねりっこ
石神井西小	石神井西小ねりっこ
石神井台小	石神井台小ねりっこ

小学校 (50音順)	対応する学童クラブ
関町小	関町小ねりっこ・関町児童館
関町北小	関町北小ねりっこ
泉新小	泉新小ねりっこ・三原台児童館
高松小	高松小ねりっこ・高松地区区民館
田柄小	田柄小ねりっこ
田柄第二小	田柄第二小ねりっこ・北町はるのひ児童館
立野小	立野小ねりっこ
豊玉小	豊玉小ねりっこ・豊玉
豊玉第二小	豊玉第二小ねりっこ
豊玉東小	豊玉東小ねりっこ
豊玉南小	豊玉南小ねりっこ・豊玉
仲町小	仲町小ねりっこ・氷川台地区区民館・平和台児童館
中村小	中村小ねりっこ・中村児童館(第一・第二)・豊玉
中村西小	中村西小ねりっこ
練馬小	練馬小ねりっこ
練馬第二小	練馬第二小ねりっこ
練馬第三小	練馬第三小ねりっこ・貫井地区区民館
練馬東小	練馬東小ねりっこ・北町はるのひ児童館
橋戸小	橋戸小ねりっこ・三原台児童館
早宮小	早宮小ねりっこ・早宮さくら・北町はるのひ児童館
光が丘秋の陽小	光が丘秋の陽小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
光が丘四季の香小	光が丘四季の香小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
光が丘夏の雲小	光が丘夏の雲小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
光が丘春の風小	光が丘春の風小ねりっこ・光が丘すみれ・光が丘どんぐり
光が丘第八小	光が丘第八小ねりっこ
富士見台小	富士見台小ねりっこ
豊溪小	土支田児童館
南が丘小	南が丘小ねりっこ
南田中小	南田中小ねりっこ・南田中児童館
南町小	南町小ねりっこ・厚生文化会館
八坂小	八坂小ねりっこ
谷原小	谷原小ねりっこ・谷原あおぞら

※ 学童クラブの入会申請は、原則として小学校に対応する学童クラブにしてください。

※ 各小学校では学童クラブのほか、児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業またはねりっこひろばが行われています。

※ 小学校内の学校応援団ひろば(児童放課後等居場所づくり事業)・ねりっこひろばは学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。詳細は14ページをご覧ください。

## よくあるご質問

### Q1 令和7年4月1日からの入会を希望する場合、早く申請した方が有利になりますか？

A1 例年、多くの方が来年4月1日からの入会申請をされます。このため4月1日入会の申請は、受付期間を一次から三次まで設けています。それぞれの申請受付期間内であれば、申請日が入会審査に影響することはありません。

ただし、一次申請の入会決定後に二次申請の入会決定を行い、二次申請の入会決定後に三次申請の入会決定を行いますので、一次から三次の受付期間は、より早い受付期間の申請が優先されます。

三次申請期間終了後の令和7年3月5日（水）からは、先着順での受付となります。

受付期間等の詳細については2～3ページをご覧ください。また、入会審査については、7ページをご覧ください。

### Q2 現在学童クラブに在籍しています。継続利用したい場合も、申請しなくてはいけないのですか？

A2 学童クラブの入会は各年度で承認されるため、利用を希望する場合は毎年申請していただく必要があります。なお、前年度入会していても、翌年度必ず入会できるとは限りません。

学年により、入会できる条件や、入会選考における指数が変わります。詳しくは6ページ、7ページ、11ページをご覧ください。

### Q3 複数の区立学童クラブへ、同時に申請することはできますか？希望はいくつまでできますか？

A3 区立学童クラブ（ねりっこを含む）に重複して申請することはできません（心身に障害のある児童として入会を希望する場合のみ、第2・第3希望をご記入いただけます）。区立学童クラブと民間学童クラブを同時に申請することは差し支えありません。入会申請の手続きについては、11ページをご覧ください。

### Q4 申請先学童クラブを変更することはできますか？

A4 一次申請期間中の場合は、申請した学童クラブにご連絡ください。

一次申請期間を終了してから、申請先を変更することはできません。辞退届をご提出いただき、改めて希望する学童クラブへ申請することはできます。ただし、この場合、改めての申請を受け付けた日が二次申請期間であれば二次申請、三次申請期間であれば三次申請扱いとなります。

入会申請の期間の詳細は、2～3ページをご覧ください。また、16ページもあわせてご覧ください。

### Q5 入会待機となった場合、ほかの学童クラブに入会希望を変更できますか？

A5 一次申請期間に申請し、入会待機となった方には、近隣の学童クラブ空き状況一覧と、二次申請についてのご案内をお送りします。詳しくは13ページをご覧ください。

また、ねりっこ学童クラブで入会待機となった方は、「ねりっこプラス」（定員制）を利用することができます。「ねりっこプラス」の詳細は、15ページをご覧ください。

### Q6 保護者の就労を理由に入会申請するときの就労証明書は、練馬区立保育園用の様式と共通ですか？

A6 学童クラブ入会申請用の就労証明書は、学童クラブ専用のもので、保育園と共通ではありません。学童クラブ・保育園それぞれ指定の様式をお使いいただく必要があります。

詳しくは30ページ以降をご覧ください。

**Q7 就労証明書の契約満了日が令和7年1月までとなっていますが、申請できますか？**

A7 契約の更新予定がある場合、申請は可能です。就労証明書に契約更新「有」と記載してもらってください。なお審査の結果、入会となる場合の入会承認期間は令和7年4月末までの1か月間となります。詳細およびその他期間限定での入会となる場合については、12ページをご覧ください。

**Q8 就労証明書の提出が必要になるのは、入会申請書の提出時のみですか？**

A8 学童クラブの入会承認期間は、年度末（令和8年3月）を限度として、就労証明書により児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までとなります。提出された就労証明書に記載の契約期間が限定的な場合等には、期間終了前に入会延長申請書兼変更届と新たな就労証明書の提出が必要です。入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。詳しくは12ページをご覧ください。

**Q9 入会できる人数を超える申請があった場合、どのように審査するのですか？**

A9 入会選考基準（入会優先順位に関する基準）に基づき審査を行います。具体的には、保護者の状況等に応じて指数を算出し、指数の高い方から入会承認となります。指数が同点の場合は、同点の場合の判定方法により承認を行います。入会選考基準については8ページを、指数が同点の場合の判定方法については10ページをご覧ください。

**Q10 通勤や通学にかかる時間はどのように扱われますか？保育を必要とする時間とみなされますか？**

A10 保護者の状況が就労・就学などの場合には、通勤・通学等に要する時間を「保育を必要とする時間」として扱います。詳しくは6ページをご覧ください。

**Q11 高学年・月12日申請の流れはどのようになりますか？**

A11 高学年（4～6年生）および月12日受入れについては、一次および二次申請期間中は申請できません。また、一部の学童クラブでの受入れとなり、令和7年2月25日（火）から申請受付開始となります。対象施設については、2月に区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で見込み状況をお知らせする予定です。詳しくは、17ページをご覧ください。なお、心身に障害のある児童と医療行為が必要な児童については、学年に関わらず受入れを行っています。詳しくは19～22ページをご覧ください。

**Q12 母が土曜日の午前8時から午後1時まで就労しています。保育を必要とする日と認められますか？**

A12 土曜日については、就労等の時間（通勤・通学等に要する時間を含む）が午前9時から午後5時にかかっている場合は、保育を必要とする日と認めています。ご質問の場合は、保育を必要とする日として認めます。保育を必要とする日の考え方については6ページを、勤務曜日が父母で異なる場合の考え方については8ページをご覧ください。

# 練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ 入会申請時に必要な書類について



練馬こどもまつりキャラクター  
レインボー

## ① 入会申請書

児童一人につき1通提出してください

オンライン申請の場合は直接入力が可能です

## ② 添付書類

保護者の状況により必要な書類が異なります

※ 必ず令和7年度入会用の様式をご使用ください。  
保育園用の様式とは異なりますのでご注意ください。

- ※ 児童一人につき提出できる申請書は1通です。複数の学童クラブ（ねりっこ学童クラブ含む）に重複して申請することはできません。
- ※ きょうだいで申請をする場合、添付書類は一方の児童については写しで構いません。
- ※ 書類不備の場合、書類が全て揃った時点で受付完了となります。

練馬区ホームページから、入会申請書類等のダウンロードが可能です。



(学童クラブ入会申請書類)

## 目 次

<b>1 就労</b>	・・・31 ページ
(1) 雇用されている場合	
(2) 会社経営または自営の場合	
<b>2 就学または技能訓練</b>	・・・33 ページ
<b>3 疾病</b>	・・・34 ページ
(1) 入院	
(2) 自宅内療養	
<b>4 障害</b>	・・・34 ページ
<b>5 看護・付添い</b>	・・・34 ページ
<b>6 出産</b>	・・・35 ページ
<b>7 その他</b>	・・・35 ページ
(1) 災害	
(2) 内定	
(3) その他	
<b>8 こんな場合には</b>	・・・36 ページ
(1) 就労日・就労時間が不規則な場合（就学の場合も同様）	
(2) 就労場所が自宅と自宅外の時がある場合（就学の場合も同様）	
(3) 祖父母と同居している場合	
(4) 離婚を前提とした別居状態にある場合（離婚調停中など）	
(5) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合	
(6) 入会希望日までに転居の予定がある場合	

# 1 就労

※ 就労証明書を就労先に無断で作成または内容の改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

## (1) 雇用されている場合（会社員など）

1	就労証明書	第2号様式（雇用主による証明）（発行日から3か月以内のもの） ※ 令和7年度の様式を使用してください。
2	雇用主が作成した直近の勤務表等の写し	以下に該当する場合に必要です。 ・就労日・就労時間が不規則な場合→【36 ページ 8（1）参照】 （例）シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など ・就労場所が自宅と自宅外の時がある場合→【36 ページ 8（2）参照】

### ① 派遣契約等による就労で、就労証明書の契約満了日が令和7年(2025年)3月31日以前の場合

一次から三次申請までは、就労証明書に記載されている契約満了日が「入会申請書提出日から令和7年(2025年)3月31日までの間の日付」であっても、申請することができます。ただし、就労証明書と同じ内容の雇用が令和7年(2025年)4月1日以降も継続することが要件となるため、就労証明書の契約更新の有無に「有」の記載が必要です。なお、入会承認期間は1か月です。

### ② 新規に就労が内定している場合

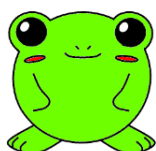
練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ用の就労証明書が発行される場合や、内定通知等で就労証明書と同等の内容が確認できる場合は「就労」として審査します。就労証明書が発行されず、内定通知等でも就労形態が確認できない場合は、「内定」として審査します（内定の必要書類は35 ページ参照）。「就労」と「内定」では入会選考時の基準指数が異なりますので、9ページ「基準指数」をご確認ください。なお、入会承認期間はどちらの場合も1か月です。

### ③ 育児休業から復職予定の場合

令和7年4月1日以前に申請する場合は、令和7年4月1日時点（慣れ保育を利用する場合は令和7年4月30日まで）で復職していることが入会の条件になります。詳しくは別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」を必ずご確認ください。

### ④ 単身赴任の場合

単身赴任中の保護者の就労証明書も必要となります（就労証明書の単身赴任「有」の記載と赴任期間の記載が必要です）。



#### ○通勤時間・経路

就労証明書裏面に保護者記入欄があります。  
必ずご確認のうえ、記入漏れのないようにお願いします。

通勤時間(片道)	時間 分 ※オンライン地図サービス等で計測した時間を記入してください。
通勤経路 ※通勤手段(徒歩・自転車・バス・電車・自家用車等)を記入してください。	自宅→ ※ 保育園の送迎や買物、駐輪場・駐車場の往復にかかる時間は含みません。 →会社



## (2) 会社経営または自営の場合

1	就労証明書	<p>第2号様式          (自署または業務契約先等による証明) (発行日から3か月以内のもの)  <b>※ 令和7年度の様式を使用してください。</b></p>
2	<p>以下の3点が確認できる公的な書類</p> <p>(1) 事業を実施していること</p> <p>(2) 事業を実施しているのが保護者本人であること</p> <p>(3) 職場(事務所等)の住所</p>	<p><b><u>業務契約先等、第三者が発行した就労証明書を提出できる場合は不要。</u></b></p> <p><b>(公的な書類の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の確定申告書 (会社経営等の場合は法人税の確定申告書) の写し             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「第1表」・「第2表」をご提出ください(法人税の確定申告書の場合は「別表1」)。</li> <li>➢ 自宅と異なる場所で就労しているにもかかわらず、確定申告書に記載の住所が自宅となっている場合は、職場の住所が記載されている確定申告書別紙の収支内訳書、事務所の賃貸借契約書の写し等、職場住所がわかる書類をご提出ください。</li> </ul> </li> <li>・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 証明日が直近3ヶ月以内のもの</li> </ul> </li> <li>・営業許可書の写し             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請日時点で許可の効力の期間が切れていないもの</li> </ul> </li> <li>・令和6年度特別区民税・都民税納税通知書             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの</li> </ul> </li> <li>・令和6年度特別区民税・都民税課税証明書             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 公的な書類1点で(1)~(3)全てを確認できない場合は別途添付資料が必要になります。公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。</p>
3	直近の勤務表等の写し	<p>以下に該当する場合に必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労日・就労時間が不規則な場合→【36ページ 8(1)参照】              (例) シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など</li> <li>・就労場所が自宅と自宅外の時がある場合→【36ページ 8(2)参照】</li> </ul>

### 父母ふたりともその仕事に従事している場合

会社経営者または自営の代表者は、自署した就労証明書に確定申告書等の営業の事実が確認できる書類を添付してください。代表以外の方は、当該代表者が証明する就労証明書を添付してください。

## 2 就学または技能訓練

学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	在学証明書または学生証 ※ 入学予定の場合は入学許可書	在学期間の記載があるもの
3	時間割表	新年度の授業のカリキュラム表など （原則、就学先が発行するもの）
4	直近の勤務等実績表	以下に該当する場合に必要です。 ・ 就学日・就学時間が不規則な場合 → 【36 ページ 8（1）参照】 ・ 就学場所が自宅と自宅外の時がある場合 → 【36 ページ 8（2）参照】

### ① 在学証明書などに記載されている在学期間が令和7年3月31日以前の場合

学生証等の内容により翌年度も就学予定と判断できる場合、就学として審査します。なお、入会承認期間は1か月です。

### ② 新年度の時間割表が提出できない場合

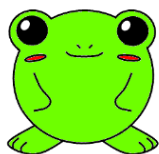
入会申請時点での時間割表を提出してください。なお、入会承認期間は1か月です。

### ③ 新規に就学を予定している場合

入学許可書、時間割表（パンフレット等の写しでも可）の提出があった場合のみ、「就学」として審査します。入学許可書が発行されない場合は、「内定」として審査します（内定の必要書類は35ページ参照）。「就学」と「内定」では入会選考時の基準指数が異なりますので、9ページ「基準指数」をご確認ください。なお、入会承認期間はどちらの場合も1か月です。

### ④ オンラインで授業を受けている場合

授業時間が就学先で決められており、学童クラブの開設時間内（①月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで②土曜日の午前9時から午後5時までの時間帯）に授業時間がかかる場合のみ、「就学」として受け付けます。授業時間を自由に決められる場合は申請できません。



#### ○移動時間・経路

申立書裏面に保護者記入欄があります。  
必ずご確認のうえ、記入漏れのないようにお願いします。

移動時間（片道）	時間 分	※オンライン地図サービス等で計測した時間を記入してください。
経路	自宅→	※ 保育園の送迎や買物、駐輪場・駐車場の往復にかかる時間は含みません。

### 3 疾病

#### (1) 入院（疾病により入院中の場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	入院期間の記載のあるもの（発行日から3か月以内のもの）

#### (2) 自宅内療養（病気により自宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	家庭で保育できない旨と、療養期間の記載のあるもの （発行日から3か月以内のもの）
3	保育できない状況の説明	診断書から保育できない状況が確認できない場合に必要 疾病により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

※ 入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。ただし、期間の記載がない場合は、承認された入会日から6か月間です。

### 4 障害

身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、精神障害者保健福祉手帳がある場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	各種手帳の写し	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳（期間の記載があるもの）
3	保育できない状況の説明	障害により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

### 5 看護・付添い

入院等による付添いをする必要がある場合や、自宅で常時看護・介護をする必要がある場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書等	看護対象者の診断書 （発行日から3か月以内のもので、看護の必要性と看護期間の記載があるもの） 介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分、有効期間が確認でき、 <b>被保険者番号を塗り消したもの</b> ）など ※ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳は、診断書等に該当しません。
3	保育できない状況の説明	看護等により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

※ 入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。ただし、期間の記載がない場合は承認された入会日から6か月間です。

## 6 出産

### 出産前後に保育を必要とする場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	母子健康手帳の写し	母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの

- ※ 入会承認期間は産前産後 16 週間です（産前 8 週、産後 10 週を限度とする）。  
多児妊娠の場合は産前産後を通じて 24 週間です（産前 16 週、産後 10 週を限度とする）。  
出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算します。

## 7 その他

### (1) 災害（火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあっている場合）

1	申立書	第3号様式（自署）※「その他」の項目に記入してください。
2	罹災証明書の写し等	罹災されたことを証明する書類を何もお持ちでない場合は、子育て支援課放課後対策第一係までご相談ください。
3	保育できない状況の説明	罹災等により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

### (2) 内定（就労・就学が内定している場合）

1	申立書	第3号様式（自署）※「その他」の項目に記入してください。
2	内定通知等	採用内定通知、合格通知など、就労・就学が予定されることがわかるもの

- ※ 入会承認期間は1か月です。  
※ 入会される日には、就労・就学していることが必要です。

### (3) その他（明らかに保育を必要とすると認められる場合）

1	申立書	第3号様式（自署）※「その他」の項目に記入してください。
2	公的機関の証明	保育できない状況が確認できるもの
3	保育できない状況の説明	保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

## 8 こんな場合には

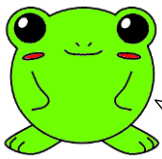
### (1) 就労日・就労時間が不規則な場合（就学の場合も同様）

シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など勤務日・勤務時間が不規則な場合には、雇用主が作成する直近（※）の勤務表等（※）の写しをご提出ください。  
雇用主が作成していない等の理由で勤務表等の写しが提出できない場合には、「直近の勤務等実績表」に必要事項を記載し、就労証明書に添付してください。

※「直近」の範囲は以下の通りです。

一次申請	令和6年9月～12月の期間内での1か月 ※ 各月「1日」から始まる1か月分をご提出ください (例) 10月1日～10月31日
二次申請以降	申請月の前2か月＋申請月＋申請月の後1か月の期間内での1か月 例) 令和7年6月に申請をする場合→令和7年4月～7月 ※ 各月「1日」から始まる1か月分をご提出ください (例) 5月1日～5月31日

※ 勤務表等…シフト表、ローテーション表、タイムカード、勤務予定表、実績表など



- ・保育を必要とする日数が「月20日未満」の場合と「月20日以上」の場合で基準指数が異なります。
- ・勤務表等で、月の勤務日数・勤務時間を確認します。就労証明書の「就労日数」と差異がある場合、証明者等に確認し、月20日以上と判断できないことがあります。

### (2) 就労場所が自宅と自宅外の時がある場合（就学の場合も同様）

「直近の勤務等実績表」に直近（※）の主な就労場所を記載し、就労証明書に添付して提出してください。就労場所を確認し、自宅外で働いている日数によって以下の区分で判定します。

※ 「直近」の範囲は「(1) 就労日・就労時間が不規則な場合」と同様です。

自宅外	自宅外での就労が、1か月のうち8日以上（日曜日・祝休日を除く）
自宅内	自宅外での就労が、1か月のうち8日未満（日曜日・祝休日を除く）

※ 自宅と職場（事務所等）が同一所在地でも、実際の就労場所が異なる場合は「自宅外」とみなします。

※ 自宅と同一建物内または同一敷地内の就労場所は「自宅内」とみなします。

週5日勤務のうち  
週2日出社・週3  
日在宅のAさんは  
「自宅外」



週5日勤務のうち  
毎日在宅勤務のB  
さんは「自宅内」

### (3) 祖父母と同居している場合

同居とは・・・リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる状況を指します

祖父母1名につき、-0.5の調整指数が適用されます。ただし、以下2点のいずれかに該当し、必要書類を提出した場合は、調整指数の減点は適用されません。

#### ① 年齢が70歳以上（令和7年4月1日現在）の場合

※ 生年月日が昭和30年4月1日以前の方

年齢が確認できる書類（健康保険証、介護保険証、個人番号カード等）の写しを提出してください。

「被保険者等記号・番号等」は塗り消してください。マイナンバーカードの場合は、マイナンバーが記載されていない表面の写しのみご提出ください。



#### ② 年齢が70歳未満（令和7年4月1日現在）の場合

※ 生年月日が昭和30年4月2日以降の方

就労・疾病等の理由により、放課後、児童の保育ができない場合には、父母と同様に就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。この場合の提出書類については、30ページ以降の該当ページをご覧ください。

### (4) 離婚を前提とした別居状態にある場合（離婚調停中など）

離婚後の保護者となる方の保育を必要とすることを証明する書類のみで申請できます。入会申請書の父母の状況欄は「該当者なし」に○印をつけ、別紙「保育できない状況の説明」にその旨記入してください。

### (5) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合

保護者だけでなく、相手の方が保育を必要とすることを証明する添付書類も必要となります。

### (6) 入会希望日までに転居の予定がある場合

#### ① 練馬区外から練馬区に転入予定の場合

練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸借契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消して構いません。

#### ② 練馬区内での転居の場合

転居に関する添付書類は不要です。



問い合わせ先

練馬区子育て支援課放課後対策第一係

03-5984-1519